

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

3月12日 交渉(団交)報告:その①

「不当労働行為」は 公益企業として あってはならない！

不当労働行為を行った張本人が交渉責任者？ 会社の「行動規範」に反する！

【組合】1/15の都労委命令を受け、翌1/16に組合への文書交付と緊急の団体交渉を要求した。会社から全く対応がなく、1/23に組合への文書交付未履行への抗議と、団体交渉を再度要求した。

結局、何ら対応もないまま、1/29に会社は中労委に再審査を申立てた。命令不履行の違反行為は許されない。本日の交渉に社長または役員の出席を求めたが出席していない。

《会社》私（注：飯塚部長）が全権委任を受けて代表として出席している。

【組合】不当労働行為の張本人が、引き続き交渉するのは、会社が定める「行動規範」に反する。社長も含めて確認したのか。

《会社》そうだ。私が勝手に個人で判断する内容ではない。

【組合】命令が出て約2ヶ月後の団体交渉に、組合間差別をして役員も出ず、不当労働行為の張本人が交渉責任者として出席し、命令に対する反省の言葉もない。

《会社》双方が再審査を申立てている。

【組合】命令を受けたのは会社だ。日本を代表する航空会社で不当労働行為があってはならない。

《会社》命令は事実認定、判断に重大な誤りがあったと思っている。一般論として不当労働行為はあってはいけないのは仰る通りだ。

都労委命令

不当労働行為を行わない旨 文書を組合に交付すること！

組合に文書交付せず命令不履行 ＝ 行政命令違反！ ＝

【組合】都労委命令主文2「1週間以内に組合への文書交付」を行わない理由は何か。

《会社》再審査を申立てており、履行すれば、判断が覆った場合に取り消されないの、

現時点では履行できない。

【組合代理】認識が間違っている。都労委命令は再審査を請求しても効力を失わない。

《会社》内容はその通りだ。

組合 :なぜ命令に従わないのか？

会社 :行政処分は強制力がない。任意の履行を求める程度
:中労委の会長も「命令は勧告にとどまる」としている

【組合】ではなぜ従わないのか？

《会社代理人》行政処分は強制力がない。任意の履行を求める程度の効力だ。

【組合代理人】不服があっても、コンプライアンス上、命令に従う必要はないのか。

《会社代理人》通知を見合わせるの、一般的に使用者側が取る手段だ。

【組合代理人】間違っていると考えないのか。

《会社代理人》やむを得ない。中労委の会長も命令は勧告にとどまるとしていたと思う。法制度の仕組みから、通知を見合わせる

せるのはあり得る。

【組合代理人】これは都労委の命令だ。ではいつ履行するのか。

《会社代理人》命令が確定した場合とか、緊急命令が出た場合とか、そういう場合は当然履行することになると思う。

【組合代理人】それでは遅い。JALの人権方針に照らして、都労委命令に従わない判断は正しいのか。

《会社代理人》事案に即して考えれば、JALの人権方針とは矛盾しない。

「削減数」の質問に具体的な根拠を示し誠実に応じること！

都労委命令

会社 :どう対応して行くのか検討していく
:ダラダラ引き延ばす考えはない

【組合】都労委は主文1で「組合が乗務員の人員数について説明を求めたときは、根拠を示して具体的に説明するなど、誠実に応じなければならない」と命じた。

安全報告書によれば、更生計画の削減目標を運航乗務員は269名、客室乗務員は466名上回って削減されている。165名の解雇は必要なかったのではないか。

《会社》命令は現時点では事実誤認の判断だと思っている。だが、一般論として誠実に交渉するというのもあるので、その部分についてどう対応して行くのか今後検討する。

【組合】質問に誠実に答えよ。

《会社》現時点では答えられない。

【組合】命令には従わない。不当労働行為と認定された行為を続けるということか。

《会社》従わないとは言っていない。誠実に対応する範囲の中でどう対応するか検討していく。

【組合】「今後検討する」との対応は少なくとも前進だ。何をどう検討するのか。

《会社》人員補充や裁判で説明していない部分もある。そこも含めて検討していきたい。

【組合代理人】それは命令が確定するまでという意味か、それとも別問題として検討し一定の時期に答える可能性があるということか。

《会社》根拠を示して具体的に見解を述べるなどして誠実に応じなければならないということに対し、どう対応するか今後検討中ということだ。

【組合代理人】拒否するかしないかも検討中なのか。

《会社》拒否しないということだから、主文1についてどう対応するか検討している。いつまでにと区切ってということではない。ただ、ダラダラ引き延ばすという考えではない。